

第1章
第2次うるま市環境基本計画の概要

1-1 計画の目的

本市では、環境基本法第7条及びうるま市環境基本条例第8条の規定に基づき、平成27（2015）年3月に「うるま市環境基本計画」を策定し、各環境分野の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響など、地球規模での新たな課題が顕在化しており、本市を取り巻く環境問題にも様々な変化がみられました。

令和6（2024）年度は第1次計画の終期を迎えることから、本市の環境施策の現状と課題を整理し、国や県の新たな計画や「持続可能な開発目標（SDGs）」等の視点を踏まえ、本市の環境分野における具体的な実施施策を網羅し、着実な実施方法を盛り込んだ「第2次うるま市環境基本計画」を策定しました。

また、平成30（2018）年12月には気候変動適応法が施行され、「緩和策」の推進とともに、気候変動の影響による被害を防止・軽減する「適応策」への取組、さらに令和3（2021）年の地球温暖化対策推進法の改正によりカーボンニュートラルが法の基本理念に位置づけられました。沖縄県においても、令和5（2023）年3月に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」及び「沖縄県気候変動適応計画」が改定されました。

本市においても地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、「うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を併せて策定しました。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

図1-1.1 SDGsの17のゴール

1-2 うるま市の環境行政のこれまでの取組

●一般廃棄物処理基本計画の策定と中間見直し

本市では平成29(2017)年度に「うるま市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、推進してきました。その際、沖縄県が平成29(2017)年度に策定した「沖縄県災害廃棄物処理計画」を受けて、大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興を推進していくことを目的に、災害廃棄物処理基本計画を併せて策定しました。

令和6（2024）年度には、策定から6年が経過したことから、目標値の中間評価、施策の実施状況の評価、及び社会情勢や法体系の変化を踏まえ、新たな取り組みについて検討を行い、中間見直しを行いました。なお、計画期間の最終年度は、令和9（2027）年度としています。

● うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体は、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定して取り組みを進めています。令和4（2022）年度から第4次となった本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、二酸化炭素排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で33%削減することを目指しています。

●COOL CHOICEへの賛同

政府は温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、政府・事業者・国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。本市においても、平成29(2017)年10月23日付で「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を行っており、市民・事業所・団体と連携しながら地球温暖化対策の取り組みを推進しています。



1-3 計画の位置づけ

本計画は、うるま市環境基本条例第8条に基づいて策定されるもので、国や県の「環境基本計画」や「第2次うるま市総合計画」などの上位計画をはじめとし、本市の関連施策などと連携を図り、本市における環境に係わる施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として位置づけています。

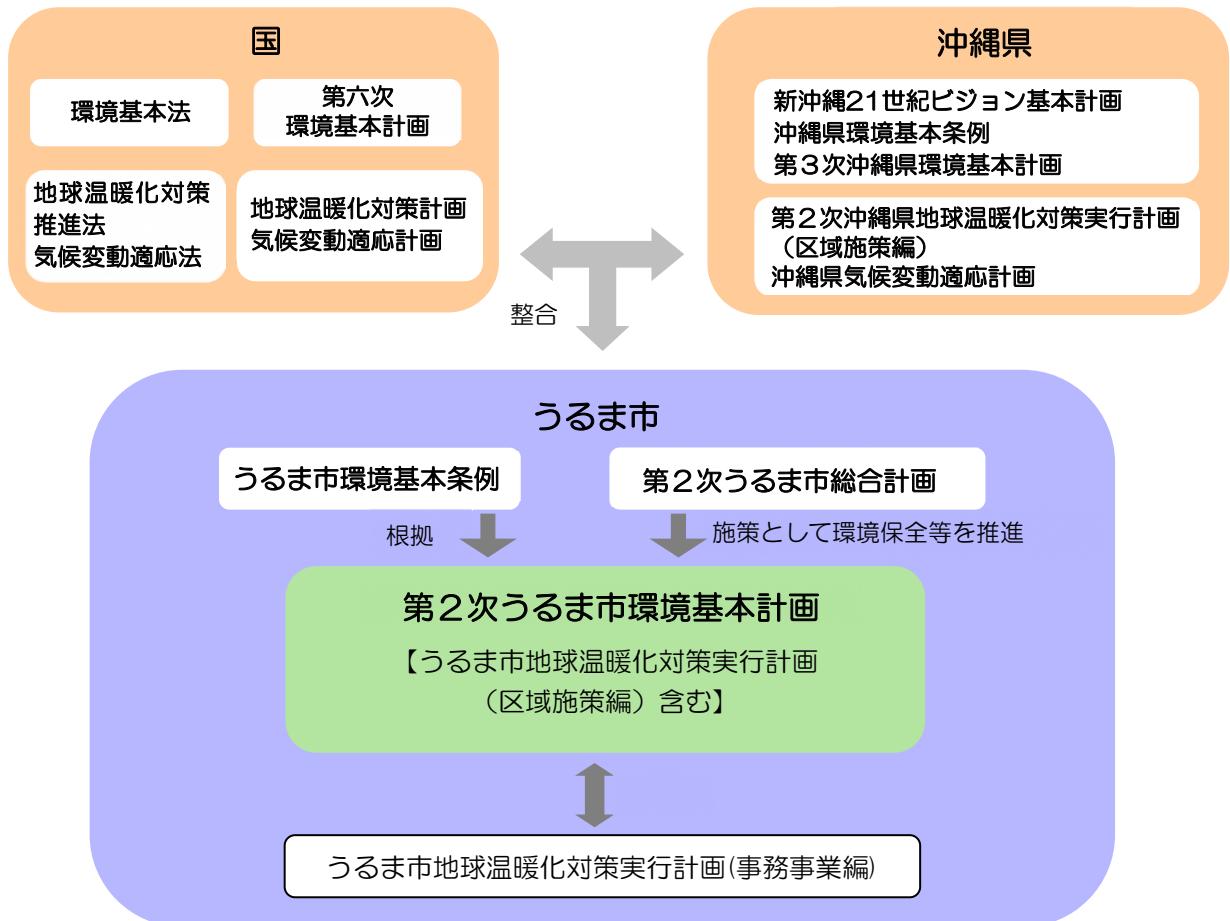


図 1-3.1 計画の位置づけ

1-4 計画の期間・目標年度

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。なお、計画の期間中は、本市を取り巻く社会情勢の変化や、科学技術の進展、人々の価値観の変化等を踏まえ、適宜、取組状況の確認を図り、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 1-4.1 計画の期間・目標年度

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
計画期間					

1-5 計画が対象とする環境

本計画の施策体系については、第1次基本計画を大幅に見直し、新たに「学び・行動」を追加しました。

本計画が対象とする環境の範囲は、表1-5.1のとおりです。

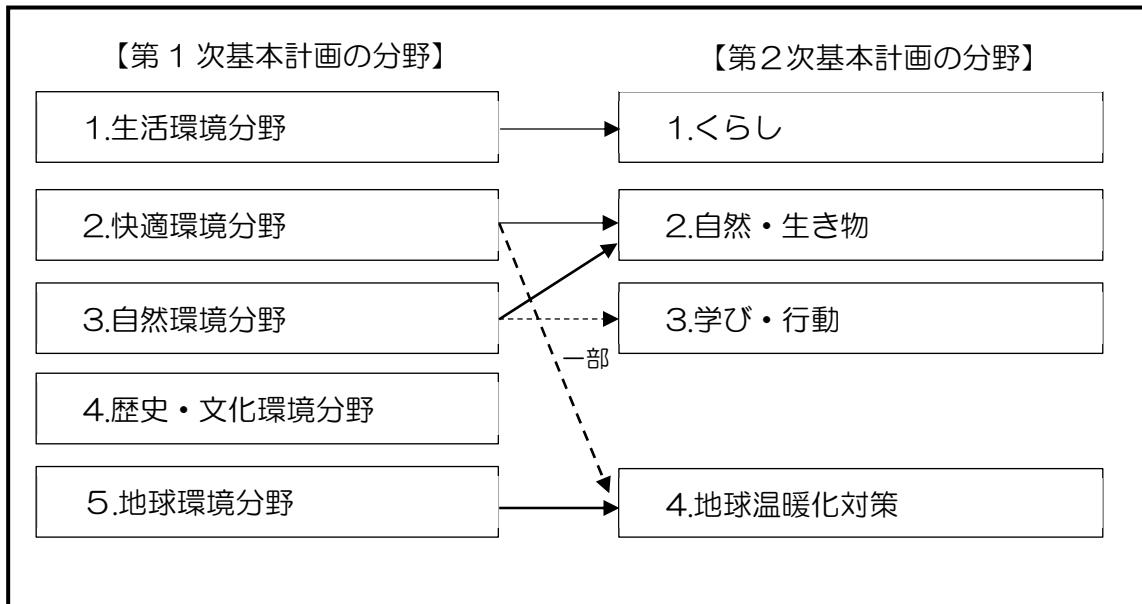


図1-5.1 施策体系の見直し

表1-5.1 計画が対象とする環境

対象分野	対象範囲
くらし	大気、水質、悪臭、騒音・振動、土壤、ごみなど
自然・生き物	公園・緑地、景観、美化、墓地、山林、河川、海岸、干潟、在来種、外来種など
学び・行動	環境教育、市民活動など
地球温暖化対策	地球温暖化（緩和策、適応策）、再生可能エネルギー、省エネルギーなど

1-6 計画の対象主体と役割

本計画の対象主体は、市及び市内で活動する事業者や市民等とします。また、各主体には以下のような役割が期待されます。

表 1-6.1 計画の対象主体と役割

主 体	役 割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施します。 ・事業者、市民等による環境保全の取組を支援します。 ・環境保全等に関して国、県、近隣市町村等と連携を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動において、環境の保全及び創造のための行動に取り組みます。 ・事業活動及び製品等の製造から廃棄に至る各過程における環境負荷の低減に努めます。 ・市の環境施策や、市民等が取り組む環境保全活動に協力します。
市民等 (市民、市民団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造についての関心と理解を深めます。 ・日常生活において、環境保全のための行動に取り組みます。 ・市の環境施策や事業者が取り組む環境保全活動に協力します。

